

一般社団法人秋田県建築士会 二級建築士及び木造建築士登録等事務規程

制定 平成 29 年 3 月 1 日

(主旨)

第 1 条 この一般社団法人秋田県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人秋田県建築士会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）（以下「法」という。）第 10 条の 20 の規定に定める秋田県指定登録機関として行う二級建築士及び木造建築士登録等の事務（以下「登録等事務」という。）の実施について必要な事項を定める。

(登録等事務実施の基本方針)

第 2 条 登録等事務は、建築士法関係規定によるほか、この規程により、公正かつ適正に実施するものとする。

(登録等事務を行う時間及び休日)

第 3 条 登録等事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。））
- 2 登録等事務を行う時間は午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までとする。

(登録等事務を行う事務所の所在地)

第 4 条 登録等事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

秋田県秋田市中通二丁目 3 番 8 号 アトリオンビル 5 F

(登録等事務の業務内容)

第 5 条 実施する登録等事務は、次の業務とする。

- 1 法に基づく登録事務
 - (1) 免許申請（新規登録）
 - (2) 登録事項変更
 - (3) 再交付申請
 - (4) 書き換え申請
 - (5) 免許証（免許証明書）の返納
 - (6) 処分及びこれらを受けた年月日の記録登録
- 2 次の書類を一般の閲覧に供する事務（以下「名簿の閲覧事務」という。）
 - (1) 二級建築士及び木造建築士名簿

(登録等事務の実施)

第 6 条 第 5 条第一号に定める登録等事務は、別に定める一般社団法人秋田県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務取扱要領（以下「要領」という。）に従い実施する。

- 2 登録等事務は、一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベース」を活用して実施する。

(登録等事務の実施体制)

第7条 登録等事務の運営、責任、権限及びこれらの維持の方法並びに実施体制については別に定める。

2 登録等事務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

(事業計画等)

第8条 事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に、秋田県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとする時も同様とする。

2 事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、総会の承認を得て毎事業年度経過後三月以内に秋田県知事に提出する。

(登録等事務の処理期間)

第9条 第5条第1項に規定する登録等事務の処理期間は、登録等事務の内容に応じた標準的な期間を別に定め、開示するものとする。

(名簿の閲覧事務)

第10条 一般の者から建築士名簿の閲覧を求められた場合は、閲覧申請により、当該閲覧対象者の第5条第2項に規定された事項を閲覧させるか、閲覧事項を謄写し交付することによって行う。

(手数料の額及び納入方法)

第11条 第5条第1項に係る手数料の額は、秋田県標準事務手数料徴収条例及び秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例に定めるところによる。

2 前項に係る手数料は、申請者が本会指定の口座へ振り込み又は現金で納入するものとする。

(手数料の返還)

第12条 納入された手数料は返還しない。ただし、二級建築士又は木造建築士となる資格がないと認めた場合、本会の責に帰すべき事由により登録が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

(報告等)

第13条 登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するために、別に定める様式による登録等事務報告書を定期的に秋田県知事へ提出する。

2 登録等事務の適正な実施のために必要な事項は、秋田県知事に照会することができる。

(帳簿の備付け等)

第14条 登録等事務に関する事項で国土交通省令の定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存する。

(秘密保持義務等)

第15条 本会の役員及びその職員並びにこれらの職にあった者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 登録等事務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）に基づき、個人の権利、利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(申請書類及び名簿等の保管及び保存)

第17条 登録等事務に係わる申請書類及び名簿等は、適正に保管及び保存しなければならない。

2 前項に掲げる申請書類等の保存期間は、秋田県の定める文書保存期間とする。

3 第1項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて直ちに表示することができるようにして行うことができる。

(登録等事務規程の改廃)

第18条 この規程はあらかじめ秋田県知事の認可を受けるものとし、これを変更しようとする時も同様とする。

2 前条に掲げる登録等事務の全部又は一部を休止、又は廃止しようとする時は、あらかじめ秋田県知事の許可を受けるものとする。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。